

1. 平成26年第4回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成26年9月9日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第101号 平成25年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程4 議案第102号 平成25年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程5 議案第103号 平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程6 議案第104号 平成25年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程7 議案第105号 平成25年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程8 議案第106号 平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程9 議案第107号 平成25年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 議案第108号 平成25年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第109号 平成25年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第110号 平成25年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第111号 平成25年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第112号 平成25年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第113号 平成25年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第114号 平成25年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第115号 平成25年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第116号 平成25年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第117号 平成25年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第118号 平成25年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第119号 平成25年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第120号 平成25年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第121号 平成25年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 議案第122号 平成25年度郡上市水道事業会計決算認定について
- 日程25 議案第123号 平成25年度郡上市病院事業等会計決算認定について
- 日程26 議案第124号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について

- 日程27 議案第125号 平成26年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程28 議案第126号 平成26年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程29 議案第127号 平成26年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程30 議案第128号 平成26年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）について
- 日程31 議案第129号 平成26年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程32 報告第8号 郡上市国民保護計画の変更について
- 日程33 報告第9号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について
- 日程34 報告第10号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程35 報告第11号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について
- 日程36 報告第12号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について
- 日程37 報告第13号 株式会社イーグルの経営状況の報告について
- 日程38 報告第14号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について
- 日程39 報告第15号 平成25年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程40 報告第16号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程41 議報告第12号 諸般の報告について（例月出納検査結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市 長 公 室 長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総 務 部 付 部 長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽 田 野 博 徳	農 林 水 産 部 長	三 島 哲 也
商工観光部長	山 下 正 則	商 工 観 光 部 付 部 長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環 境 水 道 部 長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	古 川 甲 子 夫
消 防 長	川 島 和 美	郡 上 市 民 病 院 事 務 局 長	尾 藤 康 春
国保白鳥病院 事 務 局 長	藤 代 求	郡 上 市 代 表 監 査 委 員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	長 岡 文 男
議会事務局 議会総務課長 補 佐	加 藤 光 俊		

◎開会及び開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） おはようございます。議員の皆様には大変御多用なところ、出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成26年第4回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してありますので、お願いいたします。なお、マイク設備の調整のため、民間事業者の方、1名議場に入っておりますので、御了承願います。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には16番 清水敏夫君、17番 美谷添生君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（尾村忠雄君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る9月3日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日9月9日から10月2日までの24日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月9日から10月2日までの24日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますのでお目通しをお願いいたします。

齋藤代表監査員におかれましては、大変御多用のところを出席していただき、誠にありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（尾村忠雄君） ここで日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成26年第4回郡上市議会定例会の開会に当たりまし

て、御挨拶並びに提案説明を申し上げます。

本日、平成26年第4回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただき、誠にありがとうございます。

まず、議案の説明に先立ちまして6月議会閉会後の出来事などにつきまして、数点の御報告を申し上げます。

まず、第1点目として台風8号、11号及び8月15日から17日にかけての豪雨によりまして全国各地で被害が出ましたが、被災をされました全国並びに郡上市内の皆様方に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

郡上市におきましても、特に8月17日の未明から午前中にかけて降り続きました豪雨により河川が増水をしましたため、白鳥町の牛道側沿いの7地区、八幡町の長良川沿いの8地区と、吉田川沿いの8地区に対しまして避難準備情報を発令いたしました。市全体では13所帯34人の方が自主避難をされたところであります。

特に、白鳥町の牛道地内の阿多岐地区では1時間に82ミリの雨量があり河川が氾濫し、各所で土砂崩れが発生いたしました。また7件が床下浸水をし、道路河川護岸堤の農地、農業用施設、農作物等に多大な被害がありました。

現時点での郡上市の被害総額の概算は、市の担当分が7億4,000万円余となりまして、郡上土木事務所分の8億9,000万円余を合算いたしますと、全体で約16億3,000万円余となる見込みであります。

そういった状況下において、県・郡上土木事務所等の機関や消防団、自治会等と連携し、今回の豪雨に対処できたことで、幸いにも人的な被害は発生いたしませんでした。消防団を初め大雨の対応に当たられた皆様方に心から感謝を申し上げる次第であります。

これからさらに台風シーズンを迎えることもあり、一刻も早い応急対策と本格的な復旧工事に着手する必要があり、県とも連携し災害復旧に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、去る8月31日に高鷲町で開催いたしました郡上市総合防災訓練のように災害に対し市民が主体的な行動をとれる実践的な取り組みや、防災意識を高める啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、第2点目は今シーズンの郡上おどり、白鳥おどりについてであります。

白鳥おどりは去る8月23日に、そして郡上おどりは先週の土曜日、9月6日にそれぞれの日程を終了いたしました。あとは9月12日の八幡の「昔をどりの夕べ」、9月27日の白鳥の「変装踊りコンクール」を残しておりますが、ことしの郡上の踊りのおおむねが無事に終了しましたことを共に喜びたいと思います。

ことしの夏は天候に恵まれず、8月10日の八幡の「個人おどりコンクール」を初め、2晩が台風

11号や豪雨の影響で中止となりました。とりわけ、徹夜おどりは初日の13日以外は雨に悩まされ、期間中の入り込み客数も郡上おどりは25万1,000人、白鳥おどりが5万600人と両者の合計で昨年と比べて7万2,100人の減少となりました。

そんな中、8月19日の郡上おどりの団体踊りコンクール、8月30日の郡上おどり変装コンクールには市の職員も参加いたしましたが、加えて、ことしは特に郡上市議会の議員の皆様方がチームを組んで参加をされました。大いにコンクールを盛り上げていただき、市民の皆様からも大変好評でありました。まことにありがとうございました。

例年のことですが、長い踊りの期間を支えていただいた郡上おどり保存会、白鳥おどり保存会を初めとした関係団体、関係機関の皆様、そして御理解いただいた地域の皆様、そして御来場をいただいたたくさんの皆様方に対し、深く感謝を申し上げたいと思います。

第3点目は、去る7月2日に大和中学校建設工事竣工式典を執り行いました。大和中学校校舎及び屋内運動場は建設されて以来40年以上経過をしており、老朽化と共に耐震性の確保が心配をされておりました。生徒たちが安心安全な環境の中で教育が受けられるようにと願う地元の方々からの校舎改築を望む声が高まり、平成21年6月大和中学校建設準備委員会を設け、協議をいただき事業を進めてまいりました。

建設に当たっては、学校は生徒たちが1日の大半を過ごす活動の場であることから温かみと潤いのある環境づくりを目指し、校舎等には地元産財をふんだんに使用した木造校舎とし、屋内運動場についても内装を木質化するなど優れた学習環境・生活環境の確保を図りました。

校舎棟は木造で一部鉄筋コンクリート造りでございますが2階建て、屋内運動場は鉄筋コンクリート造り平屋建てで総事業費は約17億9,700万円となりました。

今後、残しました特別教室部分の耐震補強改修工事、そして既設校舎棟の解体撤去工事、グラウンドの整備工事等を今年度中に実施し、大和中学校の全体の事業が完了をいたします。

次に、第4点目として去る8月9日美並地域で岐阜県により進められていた長良川の改修工事、事業名が公共広域河川改修事業となっておりますが、これが完了をし、美並町大矢の河川敷で完成式典を取り行いました。

これは、平成16年10月の豪雨災害で美並町大矢下田地区が床上39戸、床下36戸と大きな浸水被害を受け、避難場所である吉田小学校も床上浸水したことなどから長良川約1.7キロの区間で河川改修事業が実施されたものであります。

本事業は河道掘削により、河川断面を掘り広げ、岩や土など約15万立方メートルを搬出し約6,000平方メートルの護岸工を実施することで、平成16年と同規模の災害発生時の水位を0.3メートルから1メートルほどを下げることが目標に、総事業費約12億円をかけて完成をいたしました。

今回の改修で、10年に一度とされる平成16年規模の水害発生時の浸水被害は、従来と比べておお

むね半減するものと期待をいたしております。

第5点目ですが、去る7月28日に高鷲町の吠高原スポーツ広場のグラウンド芝生化完成式を行いました。標高約900メートルの快適な高原と東海北陸自動車道による交通アクセスの良さを生かして夏場のスポーツ合宿の振興を図ることを目的として、平成8年に旧高鷲町が整備した多目的グラウンドを2,300万円の事業費で、グラウンド3面のうち2面、計約2万770平方メートルを芝生化いたしました。

吠高原の、吠というのは皆さん御承知のようにわらむしろでつくった口の広い袋のことでありまして、その名前のおり、これから高校生から社会人やプロまで幅広い選手をこの地で受け入れ、おもてなしを充実し、地域振興の一步としたいと思っております。

また、去る8月30日に吠高原スポーツ広場の奥に立地する高鷲スノーパーク駐車場を会場にして、風光明媚な高鷲の景色に魅せられた世界的音楽家喜多郎さんの発案により、「霊峰白山 太鼓祭り イン郡上」が実行委員会により開催されました。

「清流の国ぎふ 源流長良川からの響き」のテーマのもと、21の和太鼓団体などの約330人が鷲ヶ岳を望む雄大な舞台で勇壮で躍動的な演奏を披露いたしました。フェナーレは喜多郎さんが音頭をとり、来賓や聴衆も演奏者たちと一緒に、心を1つにして太鼓を打ち鳴らしました。霊峰白山は平成29年に開山1,300年を迎えますが、それを記念する機運が徐々に高まっていくことを期待しているものであります。

最後に第6点目ですが、平成25年度郡上市の財政健全化判断比率等についてであります。

今議会において決算認定の御審議を賜りますけれども、平成25年度決算において郡上市の実質公債費比率は未だ底打ちということではございますが、16.8%となりまして、起債許可団体の基準となる18%を下回ったことで平成26年度は起債許可団体から脱することとなりました。

また、将来負担比率も61.0%と前年度の89.3%から大幅に改善をされました。これらの結果は議会の御理解、御協力のもとに公債費負担適正化計画により起債発行額の抑制に努めてきたことや、繰り上げ償還の実施をすることなどにより健全財政運営に取り組んで来た成果であると存じます。今後とも新規借入額の抑制等により、実質公債費比率が18%未満の数値を維持するよう、私どもの見通しとしては十四、五%程度となるよう、それを維持できるよう健全な財政運営に努めていく所存でございます。

以上で、少し長くなりましたけれども御報告でございます。

それでは、今議会に提案をいたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。

議案第101号から議案第123号までは平成25年度郡上市一般会計から平成25年度郡上市病院事業等会計に至るまでの23会計の決算認定についてであります。

齋藤代表監査委員と村瀬監査委員におかれましては、7月3日から8月7日までの期間16日間と

いう、大変長い日数をかけて膨大な帳票の確認から現地確認まで精力的に決算監査を行っていただきました。まずもって、このことに対しまして、厚くお礼を申し上げたいと存じます。

議員各位には今議会において、決算認定の御審議を賜りますが慎重な御審議の上、認定をいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第124号から議案第129号までは平成26年度郡上市一般会計を初め、全部で6会計の予算の補正をお願いするものであります。

最初に、一般会計補正予算の主なものを説明いたします。まずは歳出についてであります。地域経済活性化・効果実感臨時交付金、大変長い名前ではありますが、いわゆるがんばる地域交付金を財源とした事業2億4,950万円は市道改良工事費にかかるものが1億4,000万円、簡易水道事業特別会計繰出金に係るものが1億9,050万円であります。

次に、日本型直接支払い事業の1,709万1,000円は協働活動に係るものが111万4,000円、向上活動に係るものが522万4,000円、農地維持支払いに係るものが1,075万3,000円であります。

次に、予防接種事業の920万円については、水痘、つまり水疱瘡及び高齢者肺炎球菌予防接種の定期化に伴う委託料の増額であります。小学校校舎等整備事業の840万円は耐震化を推進するために、新規に小川小学校校舎等改築工事のための実施設計委託料を計上したものであります。

現年補助災害復旧事業は、先ほど申しあげました7月10日の台風8号、8月10日の台風11号による豪雨に係る災害復旧に係る分でありますけれども、林業用施設に係るものが4,800万円、公共土木施設に係るものが3,200万円の増額であり、これらが歳出の主なものであります。

一方、これらの歳出に対する財源としての歳入では地域経済活性化効果・実感臨時交付金、いわゆるがんばる地域交付金が2億845万3,000円、公共土木施設災害復旧費国庫負担金が2,134万4,000円、林道災害復旧事業県補助金が2,986万5,000円、後期高齢者医療に係る負担金の精算返還に伴う過年度収入が5,423万4,000円、補助災害復旧事業債が2,620万円、地方交付税の増額分を5,978万7,000円を計上したというところが主なものであります。

以上、歳出歳入それぞれ4億1,166万1,000円の追加補正をお願いするものであります。

なお、冒頭に申しあげました8月17日の災害についての復旧事業に係る予算については、現在、精査中であり、今会期中に追加提案をさせていただく予定でありますので、よろしく願いをいたします。

次に、特別会計であります。簡易水道事業特別会計では、先ほども申しあげましたががんばる地域交付金の交付決定により、切立簡易水道、美並中部・南部簡易水道及び二間手簡易水道の施設改良工事費等への1億1,100万円の増額、下水道事業特別会計では戸別排水建設事業が浄化槽の設置申請見込み件数の増に伴いまして、1,701万1,000円の増額、介護保険特別会計では平成25年度介護給付費等の確定に伴う精算により2,634万5,000円の増額、青少年育英奨学資金貸付特別会計では奨学

資金貸付の見込み件数の増等に伴い504万6,000円の増額、明宝財産区特別会計では森林・環境基金事業による里山林整備事業の追加採択に伴いまして、248万4,000円の増額をそれぞれ歳入歳出について行うものであります。

以上が、本会議に提案をいたしました議案の概要であります。このほか、郡上市国民保護計画の変更についての報告が1件、一般財団法人郡上八幡産業振興公社等、第3セクターの経営状況に関する報告が6件、平成25年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告が1件、そして専決処分、これは和解及び損害賠償の額の決定であります、これらの報告が4件であります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に伴いそれぞれの担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、一決を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。平成26年9月9日、郡上市長日置敏明。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。

◎議案第101号から議案第123号までについて（提案説明）

○議長（尾村忠雄君） 日程3、議案第101号 平成25年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程25、議案第123号 平成25年度郡上市病院事業等会計決算認定についてまでの23議案を一括議題とします。

順次説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） おはようございます。

それでは、この上程書のほう、よろしくお願いをいたします。議案第101号 平成25年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第102号 平成25年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第103号 平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第104号 平成25年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第105号 平成25年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第106号 平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第107号 平成25年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第108号 平成25年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第109号 平成25年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第110号 平成25年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第111号 平成25年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第112号 平成25年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第113号 平成25年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第114号 平成25年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第115号 平成25年度

郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第116号 平成25年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第117号 平成25年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第118号 平成25年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第119号 平成25年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第120号 平成25年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第121号 平成25年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第122号 平成25年度郡上市水道事業会計決算認定について、議案第123号 平成25年度郡上市病院事業等会計決算認定について。

上記について、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査を経て、議会の認定に付する。平成26年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

それでは、説明のほうは、平成25年度決算総括表のほうを見ていただきたいと思います。1枚のものであると思いますので、ここでは会計名と歳入決算額Bの欄と歳出決算額Cの欄を説明させていただきます。

一般会計でございます。299億1,281万9,422円、288億1,119万1,800円でございます。

国民健康保険特別会計でございます。ここでは50億7,011万432円、48億7,952万9,014円、国民健康保険の特別会計の直営診療施設の勘定でございます。ここでは、4億8,362万666円、4億7,166万3,545円。

簡易水道事業特別会計、14億9,086万8,196円、14億7,006万3,684円でございます。

下水道事業特別会計、24億921万5,429円、23億8,706万3,269円。

介護保険特別会計、38億6,106万8,976円、38億3,810万7,610円。

介護サービス事業特別会計、7億3,649万3,632円、7億1,655万5,847円。

ケーブルテレビ事業特別会計、2億7,437万8,077円、2億7,053万2,297円。

駐車場事業特別会計、468万9,931円、338万3,533円。

宅地開発特別会計、1,735万556円、1,729万8,184円。

青少年育英奨学資金貸付特別会計、5,244万7,694円、5,058万1,667円。

鉄道経営対策事業基金特別会計、1,191万7,019円、1,191万7,019円。

後期高齢者医療特別会計、5億2,166万7,244円、5億1,853万2,798円。

大和財産区特別会計、3,046万3,586円、1,685万1,738円。

白鳥財産区特別会計、1,005万7,983円、771万3,220円。

牛道財産区特別会計、1,831万1,624円、533万1,394円。ここでは、執行率28.44ということになってございますが、予備費が1,240万円ほど入ってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

北濃財産区特別会計、1,196万8,521円、1,196万8,521円。

石徹白財産区特別会計、5,056万1,988円、4,418万4,423円。

高鷲財産区特別会計、3,958万4,425円、2,807万2,134円。

下川財産区特別会計、1,368万5,005円でございます。90万7,871円。ここでも、執行率は13.64ということで、予備費が462万8,000円計上してございます。予算額の70%弱ということでございます。

明宝財産区特別会計においては、4,183万7,556円、3,041万5,901円。

和良財産区特別会計、3,137万1,807円、2,355万5,064円でございます。

一般会計と特別会計の合計でございますが、歳入では450億9,448万9,769円、436億1,542万533円でございます。

水道事業会計、収益でございます。3億346万9,896円、2億2,897万530円、資本でございます。5,636万9,800円、1億1,211万9,356円でございます。

病院事業等会計でございます。収益43億2,250万3,064円、42億4,161万1,034円、資本4億2,811万5,000円、6億8,602万9,525円でございます。

また、中身の資料でございますが、詳細においては、この事業実績報告がでございます。それと、資料においては予算執行実績報告書また決算資料として1冊でございます。また参考資料もでございます。あとは、この決算書特別会計と一般会計2冊ということでよろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ただいま説明のありました議案につきましては、監査委員による審査が実施されております。

ここで、代表監査委員から審査報告をいただきたいと思います。

齋藤代表監査委員。

○郡上市代表監査委員（齋藤仁司君） それでは、監査報告をさせていただきますが、その前に少し私の基本的な目的あるいは基本的な理念に基づいてやってまいりましたので、少しそのお話をさせていただきます。と思います。

まず、目的でございますけれども、1つは正確性。いわゆる予算を立てられまして、そして執行されますけれども、その予算に従って執行が正確になされているかどうかということが1つでございます。

それから、効率性。いわゆる執行されるときに、効率よく執行されているかどうかということも監査をさせていただきます。

それからもう1つ、有効性でございますけれども、それが有効に使われているかどうか。これは最後のときにはそういう決算が出ますから、それが有効に使われたかどうかと、こういう点。そういう3点について、目的に持って、ずっと従来どおり監査をさせていただきます。

それでは、25年度の決算審査の報告をさせていただきます。皆さん、お手元には資料が届いておりますので、その資料に基づいて御説明を申し上げますから、よろしく願いいたします。

それでは、報告をさせていただきます。

平成25年度決算の審査の結果につきましては、平成25年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、平成25年度郡上市公営企業会計決算意見書のとおりでございますけれども、概要のみを今から報告をさせていただきたいと思っております。

審査に当たりましては、地方自治法の理念を踏まえ、7月3日から8月7日まで決算調書及び資料による書類審査を14日間、現地審査を2日間とって計16日間にわたり、村瀬監査委員さんと2人で実施いたしました。

財政厳しい状況の中で、実質公債費比率が18%を大きく下回りまして、16.8%となりましたことは、公債費負担適正化計画により、市債の新規発行額を厳格に抑えつつ、各部署において節約に努められた結果があらわれたと認識いたしました。

審査の方法及び審査の結果につきましては、提出しております平成25年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の皆さんにお手元にありますが、1ページから2ページのとおりでありますから、お目通しをいただきたいと思います。

市長から審査に付されました一般会計、特別会計の決算書、基金に関する調査、それらに附属する調書を中心に例月出納検査及び定期監査などの結果も踏まえつつ、関係諸帳簿や証拠書類などにつきましても、公正不偏の態度で審査をいたしました。

その結果でございますが、関係法令あるいは議会の決議の趣旨に沿って、いずれも適正に執行され、かつ正確に整理されたことを認めました。

それでは、一般会計、特別会計から順次御報告を申し上げます。

郡上市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査の総括意見といたしましては、皆さんにお配りしております38ページを見ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、御説明させていただきます。まず、一般会計からですけれども、平成25年度の財政状況は、八幡中学校の耐震化や道路新設改良工事、消防デジタル化無線整備、繰上償還などによる大きな支出もございましたけれども、消防費、教育費、公債費などは前年度より減額しており、支出総額は前年度より14億円程度の減額となっております。

一般会計歳入総額は299億1,282万円と特別会計歳入総額151億8,167万円の合計450億9,449万円から一般会計歳出総額288億1,119万円と特別会計歳出総額148億423万円の合計436億1,542万円を差し引いた形式収支は14億7,907万円の黒字となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源2億8,098万円を控除した実質収支も11億9,809万円の黒字となっております。

前年度実質収支を差し引いた単年度収支は4,494万円の増となっております。

平成25年度の一般会計の地方債につきましては、前年度と比べ5億5,260万円の減となる28億

4,460万円の借り入れとなっておりますが、補助災害復旧事業債及び臨時財政対策費を除く新規発行額が16億8,290万円となりまして、公債負担適正化計画の20億円をかなり下回っております。

また、56億8,531万円を元金償還した結果、平成25年度末の残高は28億4,071万円減少し、408億3,899万円となりました。

こうした努力によりまして、利子償還額が前年度に比べ8,045万円の減となる5億7,193万円となっております。

次に、財政分析を行う上で、重要な指標となる普通会計の経常収支比率は80%を超えないことが望ましいとされておりますけれども、2.7ポイント増加して84.4%となり、財政状況はやや硬直化の方向へ進んだといえます。しかし、実質公債費比率が16.8%と前年度比マイナス1.7ポイントと大きく改善されまして、18%を切ることができました。

次に、基金の残高としては、財政調整基金42億9,056万円、減債基金は積み立て、繰上償還を行った結果、9億8,907万円となっております。

特定目的基金は、鉄道経営対策基金の7億100万円と財産区の3億2,266万円を含めて59億7,355万円となり、前年度より2億6,348万円ふえております。これは、公共施設基金に3億4,700万円、ケーブルテレビ事業整備基金に9,552万円の積み立てなどのためであります。

基金残高合計では112億5,317万円となり、2億7,250万円の増となっております。

次に、市税は前年度より5億3,460万円の減となっておりますけれども、それは前年度に法人市民税に想定外の大きな納付があったためでありまして、この金額の除外をすればほぼ例年どおりであります。しかし、普通交付税が5億2,594万円減額しており、この法人市民税の影響があったものと考えられます。

次に、市の債権の収納状況につきましては、今年度も職員を県税事務所に派遣し、徴収事務の研修を行うとともに、住民税の過年度滞納分の一部県税事務所への徴収委託したことにより、収納が改善されてまいりました。固定資産税過年度分の収納率が大きく落ち込んだため、市税全体の徴収率は前年度を下回っております。

次に、国民健康保険税の現年度課税分の収納率がことしも向上しておりますが、過年度分とあわせて3億4,424万円と大きな滞納額となっております。住宅使用料や現年度分の学校給食費、介護保険料などの過年度分の徴収が落ち込んでおり、収入未済額が増加しております。庁内連携を密にして、情報交換を行い、収納率向上に努めるよう望むものであります。

また、滞納額をふやさないためには、いかにして現年度分の徴収をするかが重要であります。徴収嘱託員による現年度分を中心とした徴収を進めるとともに、それぞれの担当職員が徴収に必要な専門的な知識を身につけ、機動力のある徴収体制をとっていただきたいと思います。

また、過年度分がいつまでも残らないように、差し押さえや保証人への交渉等を積極的に進め、

現状でできる厳しい措置をとることも必要かと思えます。

次に、指定管理の施設修繕でございますけれども、老朽化による修繕工事と営業用に施設の付加価値を高めるための模様替えという見方のできる工事もあり、考え方が曖昧と感ずります。いつまでも、どんな工事でも市が負担するというイメージを定着させないよう、工事の目的と負担をマニュアル化して、できるだけ市の負担を減らしていくよう努力していただきたいと思えます。

次に、文化財施設の利用促進や開館方法につきましては、毎年、監査指摘しており、所管課も今後の課題として認識しているところであります。しかし、何年も課題としているだけで、課題解決に向けて取り組みが進展していないと感ずります。学校が利用するだけでなく、地域の青少年のふるさと学習や生活学習の場としての提供など、地域に対しての有効利用は今すぐできるものと思われまゝ。方向性を検討し、PRに努めていただきたいと思えます。

また、開館時間の見直しも同様であります。収支状況と必要性を検討され、早期に方向づけをしていただきたいと思えます。

以上で、平成25年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算書の意見書といたします。

それぞれに改善され、今後とも市民が安全で安心して暮らせる本市に御尽力いただきたいと思えます。

それでは、引き続きまして、公営企業会計の病院事業会計と水道事業会計につきまして御報告を申し上げます。

審査の方法及び審査の結果につきましては、平成25年度郡上市公営企業会計決算意見書の1ページに記載されておりますので、後ほどお目通しください。

経営の基本原則に従って経営されているか否かを念頭に置きつつ、慎重に審査をいたしました。その結果、計数は正確であり、経営成績及び財政状況が適正に表示されていることも確認をいたしました。

なお、両会計については、若干個別の説明を申し上げたいと思えます。

それでは、病院でございますけれども、13ページを見ていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。13ページから読ませさせていただきます。

両院とも4年間連続の黒字経営であり、現金がふえ、経営が安定してきており、徐々に未処理欠損金も解消しつつあります。業務の実績につきましては、郡上市民病院は入院患者が年々増加しており、年間病床利用率が95.4%と高利用率となっております。

国保白鳥病院は、入院患者も外来患者も減少傾向にあり、今後の動向が気にかかるところであります。

次に、設備の充実につきましては、市民病院は電子カルテ導入を始め、端末機の更新10点、2億8,901万円、国保白鳥病院は超音波診断装置など14点で5,237万円となる医療機器の整備が行われま

した。耐用年数を超える医療機器の更新が主な理由であります。より高度な医療を進めていくためには、最新の技術を駆使した医療器具の導入は必要な措置と考えております。

次に、財務比率でございますけれども、経常収支比率は両病院とも100%以上となっており、理想の状況でございます。

医業収支比率は、両院とも徐々に高くなっております。

流動比率は両病院とも理想比率の200%を大きく超えて良好でございます。

自己資本構成比率は徐々に改善されておりますが、両院とも企業債の割合が非常に高いため、理想比率とする50%の半分となっております。

次に、未収金についてでございますけれども、前年度より改善がみられるところもあり、努力をされていることがうかがえますが、過年度分の未収金がなかなか減っていかない状況でございます。未収金の根源である現年度分の滞納の原因をよく分析し、対策をしていくということが肝要であります。今後も未収金の徴収に一層努めていただきたいと思います。公立病院の経営の黒字化が引き続き達成でき、経営が改善されていることは、健全経営に向けて取り組まれた結果と高く評価いたします。今後も経費削減に努められるとともに、医師、看護師等の医療従事者の維持、持続的な確保に努められ、医療水準の維持・向上と医療の安全・信頼性の確保に努めていただきたいと思います。

以上、25年度の郡上市病院事業会計に関する意見書であります。

公立病院は、市民の安全・安心を考える上で市民には欠くことのできない施設であります。公立病院経営が今後も順調に推移することを期待申し上げます。

それでは、次に水道事業につきましてでありますけれども、30ページをごらんください。

平成25年度の業務実績は、有収率が向上して給水人口が減少しているため、年間配水量と年間給水量は減となっております。事業経営の比較資料となる給水1立方メートル当たりの営業収益は、八幡地域が134円18銭、白鳥地域が131円8銭となっており、営業費用は八幡地域が74円6銭、白鳥地域が162円22銭となっております。1立方メートル当たりの水道水を給水することにより、八幡地域では給水利益が出ております。白鳥地域では給水損失となっておりますが、その差はかなり改善されております。

八幡地域では、職員の減による人件費と修繕費の減が大きかったため、営業費用が減となり、営業利益が大きく増となっております。同様に、総収支比率も営業収支比率も八幡地域が100%を超え、経営状態は良好といえます。

白鳥地域も改善されておりますが、100%以下により経営損失となっております。

次に、流動比率を見てまいりますと、白鳥地域は前年度より下がっておりますが、八幡地域は大きく改善されております。いずれの地域も、理想比率を大きく上回っており、経営状態は良好と思

います。

給水収益の未収金は改善されており、回収努力がうかがえます。しかし、未収金の総額は決して少なくなく、今後も未収金の新規発生を防ぐとともに、さらに過年度分の未収金の回収に努めていただきたいと思います。

今後も人口減に加え、節水意識の定着や節水器具の普及等によりまして、給水収益の大幅な増加は見込めないと思われませんが、配水管の漏水修繕や老朽化した施設の更新など、水道施設の整備や事業の統廃合及び災害に強いライフラインの構築などの長期的な展望に立った事業を進めていただきまして、より効率的な事業の展開をされるとともに、本来の目的である良質な水の安定供給に努められるよう望みます。

以上が、平成25年度郡上市水道事業会計に関する意見書でございます。

最後に、財政健全化比率の審査も実施しております。

後に報告されることとなっておりますけれども、実質公債費比率が16.8%と大きく改善され、18%を切ることができました。将来負担比率も61%と前年度より28.3ポイント改善されました。実質赤字比率、連結実質赤字比率、公営企業等の資金不足比率につきましては、数値としてあらわれておりませんので、財政的な心配はないと思います。

以上をもって、報告とかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 詳細な報告をありがとうございました。長期間にわたり膨大な量の審査をいただき、御苦労さまでありました。審査員のお二人に感謝申し上げるとともに、敬意をあらわすものであります。

指摘されました事項につきましては、今後の決算認定での審査に十分考慮させていただきたいと思えます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第101号から議案第123号までの23議案については、決算認定特別委員会を設置し、議案付託表のとおり審査を付託することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号から議案第123号までの23議案については、決算認定特別委員会を設置し、議案付託表のとおり審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑については、決算認定特別委員会において行うこととし、ここでは省略します。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算認定特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、議長、議選監査委員を除く16名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決算認定特別委員会に付託いたしました議案第101号から議案第123号までの23議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、10月1日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

また、地方自治法第98条で規定されている議会の権限について、決算認定特別委員会に委任したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、決算認定特別委員会に付託しました23議案については、10月1日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとし、また、地方自治法第98条に規定する議会の権限を決算認定特別委員会に委任することに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。開会は10時40分をお願いいたします。

(午前10時31分)

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時41分)

◎議案第124号から議案第129号までについて(提案説明・委員会付託)

○議長(尾村忠雄君) 日程26、議案第124号 平成26年度郡上市一般会計補正予算(第3号)についてから、日程31、議案第129号 平成26年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算(第1号)についてまでの6議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 議案第124号 平成26年度郡上市一般会計補正予算(第3号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。平成26年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページ目をお願いします。

平成26年度郡上市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,166万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ278億5,215万7,000円とする。

2は省略します。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

5ページをお願いします。5ページの、地方債補正でございます。合併特例事業でございますが、補正後で11億5,580万円ということで790万円の増でございます。これは、小川小の校舎棟の改築工事実施設計に伴う増でございます。補助災害復旧事業で3,270万円で2,620万円の増でございます。これは公共土木施設、また林業用施設の占用復帰に伴う増でございます。合計で29億3,990万円で、3,410万円の増でございます。

続いて、議案第125号 平成26年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。平成26年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いします。

平成26年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億3,900万6,000円とする。

続いて、議案第126号をお願いいたします。

平成26年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。平成26年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いします。

平成26年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,701万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ22億6,907万4,000円とする。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお願いします。ここでは個別排水事業債でございます。880万円で変更が880万円でございます。辺地対策事業債においては260万円、過疎対策事業においては40万円の増でございます。合計4億3,100万円でございます。

続いて、議案第127号 平成26年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。平成26年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いいたします。

平成26年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,634万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,537万9,000円とする。

2以下は省略をいたします。

続いて、議案第128号 平成26年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。平成26年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。

平成26年度郡上市の青少年育成奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ504万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,820万7,000円とする。

2以下は省略いたします。

議案第129号 平成26年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。平成26年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いいたします。

平成26年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,070万6,000円とする。

2以下は省略いたします。

今の議案の中での詳細については、この事業概要説明一覧表っていうのが皆さんのお手元に配付してあると思います。ここの中で詳細に事業ごとに記載されておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ただいま説明のありました議案第124号から議案第129号までの6議案につきましては、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託します。

なお、質疑については、予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第124号から議案第129号までの6議案については、会議規則第44条第1項の規定により、9月10日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることとしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第124号から議案第129号までの6議案については、9月10日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎報告第8号について（報告・質疑）

○議長（尾村忠雄君） 日程32、報告第8号 郡上市国民保護計画の変更についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第8号 郡上市国民保護計画の変更について。

郡上市国民保護計画が変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定により報告する。平成26年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

県の承認は、8月の19日にいただいております。

そこでまず新旧対照表のほうをおめくりいただきたいと思います。第1編の4章において、新規でございます。ここは新設でございます。「原子力事業所」ということでございますが、岐阜県内に原子力事業所はないものの、郡上市から100キロ圏内に4つの原子力事業所が位置しておると。そこら辺の原子力事業所からの距離は約85キロメートルとなっているということで、資料編、この11ページ、12ページをおめくりいただきますと、ここで郡上市役所がございます。ここで一番近い敦賀第1号、敦賀でございますが、85キロという形でございます。この新設でございます。防災計画との整合性を図ったということでございます。

第3編の第4章1でございます。ここでは、右の下線部分でございます。旧のところ「伝達手段は以下のとおりである」ということでしたが、「主として」ということで、県の防災計画との整合性を図ったということでございます。やはりここは住民の方への伝達手段ということでございます。ここで新たにクの部分でございます。郡上においては、メール配信という形もとっております。「電子メール」というのを加えたということでございます。

それと第3編の第7章2でございます。この旧のところ下線の部分での「原子力災害対策計画を定めた場合には」というふうでございます。郡上市においては、地域防災計画で原子力災害対策編が定められてございますので、定められたということで、定められた措置に準じたということに改めてございます。

続いて、次のページ、第3編の第7章2でございます。ここでは右の旧のところでは、「市長は知事が」というふうでございます。ここでは、「国の対策本部長、または知事が」ということで、国の指示を仰ぐということでございます。

またイの部分では、「この事態の状況により、避難の指示を待ついとまがない場合」というございますが、「避難」のところに「避難措置」ということでございます。避難だけでなく、やはり屋内退避ということもございますので「措置」という言葉でございます。

それと、イの「退避を指示し」ということですが、ここでは退避の指示などの応急措置を講じて知事に通知するということとさせていただきます。

また、新たに入ったのが、「屋内退避及び避難の実施に当たっては地域防災計画及び原子力災害に係る岐阜県の市町村広域避難方針等の定め例により行うものとする」ということとさせていただきます。

続いて、第3編の第7章の2とさせていただきます。ここは「安定ヨウ素剤の配布」というところとさせていただきますが、ここでは下線部分とさせていただきます。「国の対策本部長による服用時期の指示に基づき」ということですが、ここは言い回しが変わっておるとさせていただきます。

またその下線部分に、「直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう県やその他の機関と協力して住民にヨウ素剤を配布する」と。

また、次の下線の部分では、「服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師及び薬剤師の確保その他の必要な措置を講ずるものとする」ということとさせていただきます。ここでは、旧のほうでは、「特に医師及び薬剤師の確保」というようなことが新しく加わっておるとさせていただきます。

それと、下の「防護対策の指標」ということで、「予測線量100ミリシーベルト」が削除されたと。また第3編の第7章2とさせていただきます。ここでは食料品等の風評被害の防止ということで「市長は県により出荷規制、摂取制限等が行われた汚染食料品、飲食物等について安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施して、流通等への影響に配慮する」ということで新設とさせていただきます。

以上とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（尾村忠雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 以上で、報告第8号の報告を終わります。

◎報告第9号から報告第14号について（報告・質疑）

○議長（尾村忠雄君） 日程33、報告第9号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告についてから、日程第38、報告第14号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告についてまでの6件を一括議題といたします。

報告を求めます。

商工観光部付部長 水野正文君。

○商工観光部付部長（水野正文君） 報告第9号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成26年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

内容につきましては、ネーブルみなみの一番最後のページに裏表の概要説明書をつけておりますので、こちらのほうで説明をさせていただきます。

当法人は、平成11年に設立をされております。資本金が2,570万円、市の出資等額が2,000万円、負担割合77.8%、役員数は12名になっております。正職員数19名、パート数が15名であります。

財務状況ですが、貸借対照表の正味財産合計1億3,958万2,000円、流動負債合計3,084万1,000円、正味財産の合計が1億874万1,000円、正味財産から資本金を引きますと、8,304万1,000円ということで、設立以来、財産を8,304万1,000円ふやされておりました。

損益計算書を見ますと、25年度総収入3億4,826万5,000円、経常費用3億3,409万7,000円、評価損益等の増減額ですが、25年度1,416万8,000円の増になっております。減価償却前の正味財産ですが、1,565万8,000円になっております。

三セクへの市の関与ですが、委託費等で143万6,000円、当初に出捐金として2,000万円が出されております。また別途、八幡城の天守閣、駐車場当の借地料が別途支払われております。

市への貢献としましては、25年度の利益から城基金のほうへ527万9,000円の寄附をいただいております。ちなみに21年度からこれまでに3,222万9,000円の寄附をいただいております。

報告第10号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、郡上大和総合開発株式会社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成26年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

資料2をお願いします。当法人は、昭和63年に設立をされております。資本金3億435万円、出資額が2億9,305万円、出資割合96.3%。役員数が12名、正職員数が58名、パート数が11名、その他シルバー人材派遣、常時11名があります。

財務状況、貸借対照表、25年度の資産合計2億9,879万1,000円、負債合計4,971万8,000円、資本合計2億4,907万3,000円、資本金引きますと、マイナス5,527万7,000円。

損益計算書の25年度売上高6億2,314万6,000円、経常費用6億1,983万3,000円、経常利益331万3,000円、減価償却前当期利益765万4,000円になっております。

三セクへの関与であります。フィールドミュージアムの受付業務、また道の駅の指定管理料等が支払われております。

また、旧町村時代に1億8,500万円の貸し付けが行われておりますので、現在の貸付金残高は、715万円になっております。

市への貢献のほうですが、インターチェンジの負担金借入合計が3億1,941万6,000円、25年度1,161万5,000円の償還が行われております。これまでに3億119万5,000円の償還済みです。残りが1,822万1,000円残っております。完了が平成29年3月末になっております。以下、三セクでここに記しております負担をしております。

報告第11号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社伊野原の郷の経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成26年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

当法人は、平成8年に設立をされ、資本金が2,005万円、市の出資が1,005万円、出資割合50.1%。役員数6名、正職員数2名であります。

財務状況、資産合計2,066万5,000円、負債合計218万5,000円、資本合計が1,848万円、資本金引きますと、マイナス157万円になります。

損益計算書のほうですが、売上高は2,573万7,000円、経常費用2,685万3,000円、経常損失になりますが、111万円6,000円、減価償却前の当期損失が90万7,000円になります。

三セクへの関与、借地料、また管理料は支払われております。

市への貢献ですが、ふるさと館の管理、また市道の除雪、イベントの企画等を行っていただいております。

報告第12号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成26年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

当法人は平成4年に設立をされ、資本金1,000万円、市の出資額850万円、出資割合85%、役員数7名、正職員数3名であります。

財務状況、貸借対照表の資産合計344万2,000円、負債合計188万6,000円、資本合計155万6,000円、資本金引きますと、マイナス844万4,000円になっております。少し資本金を減らしてきております。

損益計算書のほうですが、売上高1,506万8,000円、経常費用1,679万2,000円、経常損失172万4,000円、減価償却前の当期損失が126万4,000円になっております。

三セクへの関与、借地料等が払われております。また、貢献としては、阿弥陀ヶ滝または周辺の自然環境の美化、石徹白・前谷エリアの魅力紹介等を行っていただいております。

報告第13号 株式会社イーグルの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社イーグルの経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成26年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

当法人は平成3年に設立をされ、資本金8,150万円、市の出資額4,155万円、出資割合51%、役員数6名、正職員・パート数ゼロであります。ちなみに事務局は高鷲振興事務所の職員が担っております。

財務状況ですが、資産合計1億4,410万円、負債合計9,096万6,000円、資本合計5,313万4,000円、資本金引きますと、マイナス2,836万6,000円。

損益計算書、売上高34万7,000円、経常費用11万円、経常利益23万7,000円、減価償却前当期利益

が5,000円になっております。

ちなみに償還金等につきましては、借受金と仮払いということで、貸借対照表、また損益計算書には出てまいりませんので、よろしくお願いをします。

市への貢献ですが、インターチェンジの建設負担金借入合計が5億5,986万円、25年度償還額が3,692万7,000円、3月末現在、償還済み額が4億1,918万1,000円、未償還額ですが、1億4,067万9,000円になっております。償還完了は平成31年3月末になっております。

報告第14号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ネーブルみなみの経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成26年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

当法人は平成11年に設立をされ、資本金が7,000万円、市の出資額3,775万円、出資割合53.9%になります。役員数9名、正職員数4名、パート数7名になっております。

財務状況、貸借対照表の資産合計1億1,737万5,000円、負債合計1,339万3,000円、資本合計1億398万2,000円、資本金引きますと、3,398万2,000円。これまでに財務体力を3,398万2,000円、資本金プラスでふやしてきております。

損益計算書、売上高1億2,780万8,000円、経常費用1億2,381万円、経常利益399万8,000円、減価償却前の当期利益598万8,000円になっております。

ちなみにネーブルみなみ、市への貢献につきましては、毎年利益剰余金から2%の配当をいただいております。

以上、概要を説明させていただきました。

○議長（尾村忠雄君） 以上、報告がありました。

質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 資料のほうでお尋ねをします。報告第9号の郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告書の中で、12ページですが、その他事業ということで、主要観光施設の管理運営、指定管理等という中の運営状況等で、郡上八幡博覧会へ来ていただいたバスの台数、24年度に比べて25年度はふえておるのに入館料が減というのは何か特殊な事情があったの。何か部長のほうでお聞きおよびならお答えをいただきたいと思います。

それともう1点、報告第10号の郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告書の中の10ページの販売費及び一般管理費の内訳の中の、この科目がずっとありますが、下から5番目、4番目と書いていいんでしょうか。支払い委託手数料が2,203万2,921円、負担金諸会費として1,214万9,040円と支出をされておりますが、この科目の性格といいますか、何のこの委託の支払いであるとか、何の

負担金があるとかというようなこととお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部付部長 水野正文君。

○商工観光部付部長（水野正文君） ただいまの御質問について、まず郡上八幡産業振興公社のほうですが、入館料はふえておりますよね。バスが減ってるというこの部分ですか。普通車のほうが、バスは減っておりますが、普通車のほうの入り込みはふえておりますので、この入館料はふえておると理解はしておりますが、詳細につきましては、今担当のほうに調べさせておりますので、後ほど御報告をさせていただきます。

大和総合開発の支払い委託料が2,203万2,921円になっておりますが、これにつきましては、大和温泉の清掃管理委託料が毎月発生しておりますので、それと今設備関係がやはりこれも毎年、委託料として発生をしております。

負担金につきましては、インターの償還金がこの部分で処理をされております。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） はい。ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 以上で、報告第9号から報告第14号までの報告を終わります。

◎報告第15号について（報告・質疑）

○議長（尾村忠雄君） 日程39、報告第15号 平成25年度郡上市財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第15号 平成25年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度郡上市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して次のとおり報告する。平成26年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1、健全化判断比率でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率とも記入ございません。また実質公債費比率については16.8%と。また将来負担比率については、61%ということでございます。

2でございます。資金不足比率でございますが、ここでは平成25年度水道事業会計、病院事業等会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、ケーブルテレビ事業特別会計、宅地開発特別会計等ございませんということでございます。

冒頭、市長と代表監査委員さんの監査の意見等々が主なものでございますが、資料として、皆さんの手元に、この財政健全化判断比率等の報告についてということでございます。これは記載されておること、まず1ページは今のとおりでございます。それと下の四角になったものは実質公債費比率の主な増減ということで、分子部分の支出においては、元利償還金の減とかが主なものでございます。

また、収入においては、所得税収入額の増ということでございますが、一時的な株式譲渡が24年度にあったということで、24年度にこの税収入がふえていると。また、普通交付税、それに伴って普通交付税の減になっておるといような状況でございます。

また、将来負担比率については、主な増減においては、分子部分では地方債残高の減とか、公営企業債等の繰入見込みの減とか、退職手当負担見込み等の減などがございます。

それと3ページ目は、ここは今までの推移でございます。平成18年に18%になって、24年度まで18.5であったと。ただ25年度に16.8になったということで、その下の四角の中でございますが、18%を上回るようになった主な要因ということで、下水道事業の準元利償還金の増とか、病院事業等の元利償還金の増とか、公債費の増と一般財源の増などが要因となっております。

続いて4ページが財政健全化の取り組みというように記載されてございます。ここでは、やはり一番として繰り上げ償還と、また2番で新規借入額の抑制、3番で下水道事業に係る平準化債の借り入れというようにございまして。特に新規借入額の抑制というようにございまして、今まで24年、25年においては25億円、26年度から20億円ぐらい押さえていきたいと。

今後の見通しにおいては、やはりまだ14から15%、16%というような高い数値の中で推移しておると。それとまた、交付税の段階的な縮減が始まっておるとい中で、やはりこれからも健全な財政運営に努めていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 報告がありました。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 今回のこの報告で18%以下になったという報告があったわけですが、この16.8%というのは現時点で県下の順位なんかはまだわからないのかどうか。それから将来負担比率についても、大変これ、以前かなり高かったわけですがけれども低くなって、県下の中ではどの順位になってるかということは、わかりませんか。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） あのですね、この裏面に24年度は発表されてますけど、25年度においては、まだ未発表ということで順位はわかりません。ただ実質公債費比率については、各市においても、ほかの市も努力されておりますので、順位的には今現在の順位より多少よくなるぐらいかなと。

ただ将来負担比率は全体的に61%という、非常に大きく下がっておるということで、ある程度の順位が見込めるのではないかなというふうには思っています。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 以上で報告第15号の報告を終わります。

◎報告第16号について（報告・質疑）

○議長（尾村忠雄君） 日程40、報告第16号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第16号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成26年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、専決第4号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1、損害賠償による和解の内容、平成26年5月23日午前11時ごろ、郡上市白鳥町中西499番地1、牛道小学校北側駐車場内において、停止中の普通車への公用車の不注意により接触した。市は示談により損害を賠償する。

2は記載のとおりでございます。相手方は記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額は、20万8,100円でございます。

専決処分第5号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1、損害賠償による和解の内容、平成26年7月8日午後4時ごろ、郡上市大和町管理地内において、スクールバス回送中、左前方に停車中の重機に接触した。市は示談により損害を賠償する。

2、相手側は記載のとおりでございます。

損害賠償の額は0円でございます。

続いて、専決第6号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次の

とおりの専決処分する。

1、損害賠償による和解の内容、平成26年7月16日午後1時20分ごろ、郡上市白鳥町歩岐島地内において、公用車が左カーブを走行中にデリネーター——路側の反射板でございませう——に接触してデリネーターを損傷させた。市は示談により損害賠償する。

損害賠償の相手側は記載のとおりです。

損害賠償の額は4万7,000円でございます。

専決第7号でございます。専決処分（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1、損害賠償による和解の内容、平成26年8月6日午後0時13分ごろ、郡上市八幡町殿町地内において、公用車がバスターミナルに進入するため右折した際、停車中の相手車に接触した。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額は11万2,633円でございます。

大変申しわけございません。

○議長（尾村忠雄君） 報告がありました。

質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 1つ目は5号の、この接触をしたのに損害額がゼロになってますので、全然責任がなかったということなのかどうなのかということ。あと示談によって大体賠償というようになってますけど、実際は保険会社なんかを通すようなことはないのかどうかということについてお聞きします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） まず後段のほうの2点目、保険会社を通すことはないのかということですが、これ保険会社も入っていただいて示談をするということでございます。

また0円のほうでございますが、これは額の決定ということで、この方と示談をする中で、今回の示談が0円になったということは、こちら側のスクールバスは傷んだんですけど、相手方はそれほどのはなかったということで、相手の御理解がいただけたということでございます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 以上で報告第16号の報告を終わります。

◎議報告第12号について

○議長（尾村忠雄君） 日程41、議報告第12号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

9月2日までに受理しました請願は、お手元に配付しました文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたしましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

(午前11時24分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 美谷添 生